

## 特定複合観光施設区域整備計画の認定申請手続、認定審査に関する基本的事項

令和3年9月30日  
国土交通省観光庁

「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」(令和2年12月18日付け特定複合観光施設区域整備推進本部決定。以下「基本方針」という。)に基づき、特定複合観光施設区域整備計画(以下「区域整備計画」という。)の認定の申請手続及び申請のあった区域整備計画の認定審査に関する基本的事項について、以下のとおりお知らせします。

### 1. 認定の申請手続に関する事項

#### (1) 認定申請期間

令和3年10月1日(金)9時30分から令和4年4月28日(木)18時15分まで(必着)

#### (2) 提出書類

区域整備計画、添付書類及び解説資料について、正本1部、副本(正本のコピー)40部を提出すること。また、副本の表紙には、右肩に通し番号を付けること。

計算等を記載する様式については、Microsoft Excel(Excel 2016以下に対応した形式とする。)を使用して作成し、その他の様式については、Microsoft Word(Word 2016以下に対応した形式とする。)及びデータの読み取り及びコピー、印刷が可能なPDFファイル形式(Adobe Acrobat 2021以下に対応した形式とする。なお、作成元のファイル形式から適切にPDFファイルへ変換されたことを確認すること。)で作成し、CD-Rを3枚提出すること(計算の数式及び他のシートとのリンクを残したままで提出のこと。)

#### (3) 提出先、提出方法

提出先・場所：観光庁総務課総務班

住所：〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館15階

提出方法：郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)

#### (4) 申請に当たっての留意事項

区域整備計画の公平かつ公正な審査を行い、優れた区域整備計画を認定する観点から、認定申請期間後に区域整備計画を差替えその他の方法により訂正することは認められない。そのため、区域整備計画の提出に当たっては、提出書類の内容を十分確認し、誤りがないようにするとともに、十分推敲を重ね、認定申請期間内に時間的余裕をもって提出することが望ましい。ただし、区域整備計画の認定審査は認定申請期間後に開始するため、区域整備計画の提出後認定申請期間内に当局から誤りの指摘その他の連絡がないことをもって、提出された区域整備計画に誤りがないことを意味するものではない旨申し添える。

また、区域整備計画の認定審査の過程で、特定複合観光施設区域整備計画審査委員会（以下「審査委員会」という。）より誤りを指摘されるなど、後日誤りがあることが判明した場合であっても、区域整備計画を差し替えることはできないためそのまま審査される。ただし、区域整備計画が認定された場合には、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第37条第1項の規定に基づき、毎年度、実施状況評価を受けることとなるため、認定後に区域整備計画の適切な変更が求められる。

## 2. 認定審査に関する事項

### (1) 認定審査のプロセス

特定複合観光施設区域整備法第9条第1項の規定に基づき認定の申請のあった区域整備計画について、基本方針第4の7に定める認定審査の基準に基づき、審査を行う。

まず、申請のあった区域整備計画について、基本方針に定める要求基準に適合するものかどうかの確認を行う。要求基準に適合しない場合には、認定を行わない。要求基準に適合する場合には、基本方針に定める評価基準に従って、審査委員会が評価を行い、その結果を国土交通大臣に報告する。国土交通大臣は、審査委員会の審査の結果に基づき、認定を受けることとなる区域整備計画の数が3を超えない範囲内で、優れた区域整備計画を認定するものとする。

なお、審査委員会の評価に当たっては、申請者による審査委員会へのプレゼンテーション実施を予定しており、これら認定審査に係るプロセスの詳細については、区域整備計画の申請を行った者に対し、別途通知する。

### (2) 配点

基本方針に定める評価基準に基づき、審査委員会において評価を行うための項目ごとの配点については、以下のとおりとする。

基本方針に定める評価基準			配点
ア 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現への寄与	(ア) I R 区域全体	・ I R 区域全体のコンセプトが、明確であり、極めて高い国際競争力を有する優れたものであるとともに、他国の成功事例の模倣ではなく、独自性を有するものであることが求められる。	30
		・ I R 区域内の建築物のデザインが、I R 区域全体のコンセプトを具現化しており、I R 区域が立地する地域の新たな象徴となり得るような先進性や他には見られない魅力を有するとともに、周囲の景観や環境と調和したものであることが求められる。	30
		・ 日本を代表する観光施設にふさわしい、これまでにないスケールを持つ施設であることが求められる。	10

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者、高齢者、妊婦、乳幼児連れの人といった、配慮を必要とする来訪者それぞれの多様なニーズに対応できるユニバーサルデザインの観点や、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレードの観点から、世界の最先端であり、模範となることが求められる。</li> </ul>	30
	(イ) MICE 施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催が想定される最大規模のMICEに対応できるなど、日本のMICEビジネスの国際競争力を飛躍的に向上させ、アジア・太平洋地域におけるMICEビジネスのリーダーとしての地位をより盤石にするために十分なスケールを有することが求められる。</li> </ul>	20
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際連合の会議、各国との首脳級会合、閣僚級会合などの重要な国際会議や、グローバル企業をはじめとする様々な企業の会議、企業が行う報奨及び研修旅行に付随する催事などの高度な需要に十分に対応できるよう、必要な機能を有し、施設の使い勝手が良く、上質で洗練された内装であり、水準の高い飲食サービスが提供できるなど、国際競争力の高い、優れたクオリティを持つことが求められる。</li> </ul>	50
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誘致しようとするMICEのターゲットが明確であり、近隣に既存のMICE施設がある場合には適切な役割分担や連携を通じて国際競争力の強化が図られるとともに、誘致、企画及び運営に必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。</li> </ul>	50
	(ウ) 魅力増進施設	<p>世界中の観光客を引き付けることのできる、国際的に最高水準のエンターテインメント性を有する公演、展示、イベント等を提供するとともに、これを通じて、日本の伝統、文化、芸術、先端技術、四季折々の自然などの様々な魅力を、幅広く又はより深く、これまでにないクオリティで発信することが求められる。また、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。</p>	50

	(エ)送客施設	<p>I Rへの来訪者を各地の魅力ある観光地に送り出すために、各地の観光の魅力を伝えるショーケースとしての機能や、旅行者に必要なサービスの手配を一元的に行うコンシェルジュとしての機能を、十分に果たすものであることが求められる。また、各地の観光地へのM I C E施設利用者をはじめとするI R来訪者の送り出しや、送客先の観光地づくりとの連携など、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。</p>	50
	(オ)宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諸外国のI Rにおける宿泊施設と比較して、客室の広さ、構成、設備が国際競争力を有するとともに、I R区域への来訪者の宿泊需要に適切に対応できる規模を持つことが求められる。</li> <li>・ レストランなどの飲食サービスやその他付帯サービスのラインナップやクオリティが、国際競争力の高い、優れたものであることが求められる。</li> <li>・ 来訪者の満足につながる質の高いサービスが提供されるとともに、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。</li> </ul>	20
	(カ)その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設	<p>コンテンツやサービスが、国際競争力と高いクオリティを有し、外国人旅行客をはじめとした幅広い人々が楽しむことのできる観光資源であることが求められる。また、施設の運営やコンテンツの調達・開発など、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。</p>	30
	(キ)カジノ施設	<p>I R区域全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスの取れた規模、デザイン及び配置となっていることが求められる。</p>	20

	(ク) I R 区域が整備される地域及び関連する施策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ I R 区域は、国際空港、国際港湾、鉄道ターミナル駅等から現地までの公共交通機関の所要時間、運行頻度、輸送力等から見て、国内外の主要都市との交通の利便性に優れた地域であることが求められる。</li> </ul>	5
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県等が都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携しつつ実施する交通アクセスの改善、インフラ整備、M I C E 誘致、観光振興などの施策が、優れた I R 区域を整備するために効果的であるとともに、それらが円滑に実施されることが求められる。</li> </ul>	15
イ 経済的社会的効果	(ア) 観光への効果	大規模な国際会議をはじめとする M I C E の開催件数や、国内外から I R 区域への来訪者数、送客施設の機能による他地域への観光客数の増加件数・人数や伸び率が大きく見込まれることが求められる。また、このような観光への効果は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されていることが求められる。	50
	(イ) 地域経済への効果	I R 区域への来訪者による旅行消費額の増加額や伸び率、地域における雇用創出、I R 施設の開業までの初期投資など、地域経済への効果が大きく見込まれることが求められる。また、このような地域経済への効果は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されていることが求められる。	50
	(ウ) 2030 年の政府の観光戦略の目標達成への貢献	(ア) 及び (イ) の効果を早期に発現することによって、訪日外国人旅行者数を 2030 年に 6000 万人とし、訪日外国人旅行消費額を 2030 年に 15 兆円とする政府の観光戦略の目標達成への貢献が見込まれることが求められる。また、このような政府の観光戦略の目標達成への貢献は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されていることが求められる。	50

ウ 事業を安定的・継続的かつ安全に運営できる能力及び体制	(ア)	I R事業者やその構成員が事業を確実に遂行できる能力を有すると認められるとともに、構成員の間での役割分担と連携が適切に行われることが求められる。	50
	(イ)	財務面からみて安定的であり、業績が下振れした場合にも適切に対応し、長期的に事業を継続できることが求められる。	50
	(ウ)	防災・減災のための取組並びにI R区域及びI R施設に係る安全の確保のための取組が適切に講じられるとともに、災害その他のリスク事象について、発生時における来訪者への情報提供や救援物資の提供その他の適切なオペレーションや、損害に備えた保険の付保などが適切に講じられることが求められる。また、新型コロナウイルス感染症の発生も踏まえ、感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組が適切に講じられることが求められる。特に感染症対策については、I Rは様々な機能を持つ施設が一体となった施設であることから、先行する諸外国のI Rにおける取組例や、感染症の発生の状況に応じて定められる、I Rを構成する各種施設における感染防止のためのガイドラインなども踏まえ、対策内容や実施体制を定めた計画を策定し、発生時に適切な対策が講じられることが求められる。	50
	(エ)	I R区域の整備について、地域における十分な合意形成がなされており、I R事業が長期的かつ安定的に継続していくために不可欠な地域における良好な関係が構築されていることが求められる。	50
エ カジノ事業の収益の活用		カジノ事業の収益を十分活用するとともに、その他の収益も活用して、I Rの開業後も長期的に世界中の観光客を引き付けることのできる魅力的な施設やコンテンツを継続的に創り出すなど、I R施設の整備その他I R事業の事業内容の向上や都道府県等が実施する施策への協力等を行うことが求められる。	50

<p>オ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等</p>		<p>最新の技術を活用したカジノ施設及びIR区域内の適切な監視や警備、国内外の最新の知見やベストプラクティスを踏まえた依存防止対策の強化その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を行うために必要な施策及び措置についてIR事業者と都道府県等の連携協力により適切に講じられることが求められる。また、これらと連携した都道府県等によるギャンブル等依存症対策や、関係地方公共団体との連携協力による取組の充実が、确实かつ効果的に講じられることが求められる。</p>	<p>150</p>
-----------------------------------	--	--	------------

計 1000 点満点

以上